

建設関連ニュース

●函館で中間前金払制度等説明会開催（北保証・KHS）

2月7日、北海道建設業信用保証（株）と北保証サービス（株）は、函館建設業協会にて中間前金払制度と出来高融資制度に関する説明会を開催した。函館市職員や建設業関係者ら30人を対象に、制度の利活用促進に向けて利点や手続き方法を説明した。

●事務担当者連絡会札幌部会開催（北保証）

2月13日、北海道建設業信用保証（株）と（一社）札幌建設業協会は、事務担当者連絡会札幌部会を北海道建設会館で開催した。会合には18人が参加し、北保証のまとめた「道内建設業（保証契約者）の財務比率」をもとに地域別の実情について研修を行ったほか、補正予算などの動向に関して意見交換した。

●2019年度道内建設業担い手確保助成決定（北保証）

北海道建設業信用保証（株）は、2019年度から開始する道内建設業担い手確保助成事業の初年度助成対象事業を決定した。助成対象事業数は28件、助成内定額（第1次）は19,066千円となっている。なお、助成対象事業数、助成内定額は今後多少の変更があり得る。

●復興基本方針見直し（政府）

3月8日、政府は、閣議で2016年3月に決定した「復興・創生期間における東日本大震災からの復興の基本方針」の見直しを決めた。2020年度末まで廃止される復興庁の後継組織について「必要な事業を確実に実施できるよう、在り方を検討する」と明記したほか、2021年度以降も引き続き国の支援が必要な復興事業の検討課題も列挙した。

●建設業法等改正案を閣議決定（政府）

3月15日、政府は、建設業法・入札契約適正化法の改正案を閣議決定した。長時間労働につながる短工期での請負契約を禁止し、工期を含めた見積りを提出する努力義務を設けるほか、建設業許可の基準を、1971年の許可制の導入以来、初めて見直す。また、社会保険加入を許可要件に追加し、経営業務管理責任者の配置義務を廃止する。

●割引キャンペーン延長（NDN）

日本電子認証（株）は、主力の電子認証サービス「AOSignサービス」の新規申込企業を対象に行っている割引キャンペーンについて、受付期間を9月末まで延長した。最大1万3000円の割引を適用する。

●低入札価格調査基準引上げ（国交省）

3月26日、国土交通省は、直轄工事・業務に適用する低入札価格調査基準を2019年度に引き上げると発表した。工事は現行の「70～90%」から「75～92%」に変更し、調査の簡素化や技術開発を促す仕組みも導入する。業務は測量の設定範囲を現行の「60～80%」から「60～82%」に変更する。

●低入札価格調査基準のモデル引上げ（中央公契連）

3月28日、中央公共工事契約制度運用連絡協議会は、低入札価格調査基準の「中央公契連モデル」を改正した。国土交通省の直轄工事での低入札価格調査基準の設定範囲を引上げたことに伴う措置となっている。

●3月末の道内建設業許可業者増加（開発局、道）

北海道開発局と北海道は、2019年3月末の道内建設業許可業者数をまとめた。知事・大臣許可の合計は1万9523社で、前月から2社増となった。内訳は大臣許可が1社減の168社、知事許可が3社増の1万9355社となっている。

●下請債権保全支援事業の事業期間延長（国交省）

国土交通省は、下請建設企業等の経営及び雇用の安定、連鎖倒産の防止等を図る「下請債権保全支援事業」の事業期間を2020年3月31日まで1年間延長した。保証料負担軽減のための助成は、保証料の1/3、年率1.5%上限で変更はない。

●請負契約約款見直しへ（国交省）

4月16日、国土交通省は、中央建設業審議会に設置した「建設工事標準請負契約約款改正ワーキンググループ」の初会合を東京都内で開催した。2020年4月施行の改正民法を見据え、民法の改正内容に対応した論点や政策的な検討事項などを提示し、建設工事標準請負契約約款の見直しに着手した。今後1～2ヵ月に1回のペースで会合を開き、11月をめどに改正案をとりまとめる。

- 地域建設業経営強化融資制度（出来高融資）
- 下請債権保全支援事業（保証ファクタリング）など
国交省の金融事業に関するお問い合わせは、

KHS 北保証サービス株式会社

<http://khs-net.jp/>

〒060-0004 札幌市中央区北4条西3丁目1番地

北海道建設会館4F

TEL：011-241-8654 / FAX：011-222-6601